

第 3 0 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件各審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成28年11月 9日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋市内の民間の認可保育所・認定こども園と小規模保育事業所・家庭的保育事業所、事業所内保育事業所の昨年度の資金収支計算書（株式会社運営のものも含む）又は損益計算書。各保育所それぞれの資金収支計算書。

2 同年12月 1日、実施機関は、本件公開請求に対して、名古屋市内の民間の認可保育所と認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所の昨年度の資金収支計算書又は損益計算書（各保育所等それぞれのもの）を特定したが、これらの行政文書には審査請求人が経営する 2箇所の事業所のもの（以下「本件各行政文書」という。）が含まれていたことから、条例第14条に基づき、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同月12日、審査請求人は、実施機関に対し、本件各行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 同月21日、実施機関は、本件各行政文書について、それぞれ公開決定（以下「本件各処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知するとともに、本件各処分を行ったこと及び本件各処分を行った後に掲げる理由等を審査請求人に通知した。

審査請求人に関する情報であって、公にすることにより、審査請求人に対し、明らかに不利益を与えるとは認められないと判断したため。

5 平成29年 1月10日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件各処分を不服として、それぞれ審査請求を行う

とともに、本件各処分について執行停止の申立てを行った。

- 6 同月11日、審査庁は、本件各処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各行政文書を公開した理由として、法人に関する情報であって、公にすることにより、法人に対し、明らかに不利益を与えるとは認められないと判断したためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

本件について審査請求人は、非公開を求める審査請求の理由として、非上場企業であり、決算情報については、全社及び保育施設ごといずれも開示をしていない旨を主張しているが、本件各行政文書については、法令等により定められた定型的なものであり、審査請求人が経営する小規模保育事業（以下「本事業」という。）にかかる情報のみが含まれている文書であるためこれを公にすることにより、条例第 7条第 1項第 2号に規定する法人等に明らかに不利益を与える情報とは認められない。

また、本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第34条の15条第2項の規定により認可を受けた公益性の高い事業であり、かつ事業の運営に係る費用については、公的給付が行われている。このような事業の性格に鑑みれば、利用者等に対して経営状況等を積極的に公開し、透明性を確保することが求められる。このような理由から、公開する情報については、審査請求人に明らかに不利益を与えるとは認められない情報であり、公開する公益性の高い情報である。

以上のことから、本件各処分は条例及び解釈運用手引きに定められた基準に沿った正当なものであり、審査請求人の主張をもって、本件各行政文書を非公開としなければならないとは認められない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人は、非上場企業の法人であり、決算情報

については、全社及び保育施設ごとといずれも開示をしていないと主張している。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書が、条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

社会福祉法人が本件事業を運営する場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条において、毎会計年度終了後三月以内に計算書類等を所轄庁に提出することが定められている。

一方、社会福祉法人以外の者が本件事業を運営する場合、名古屋市においては、名古屋市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する要綱に基づき、毎会計年度終了後 3か月以内に前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し名古屋市が必要と認める書類を名古屋市長に提出することが定められている。

本件各行政文書は、この要綱に基づき審査請求人から提出された、本件事業にかかる前会計年度の資金収支計算書である。

4 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 上記 3のとおり本件各行政文書は、審査請求人が運営する本件事業の前

会計年度の収支計算書であり、本件事業に係る収入及び支出の各科目とその金額（以下「本件情報」という。）が記載されていることから、これらの情報が当該法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件各行政文書を公開する場合に生ずる事業活動上の不利益について判断する。

ア 審査請求人は、上記第 4 2のとおり、審査請求人が非上場企業であり、決算情報を開示していないと主張する。しかしながら、決算情報を公開していないことをもって、本件各行政文書を公開することが審査請求人にとって不利益になることが明らかであるとは認められない。

イ 本件各行政文書を見分すると、本件情報には経理、労務その他の事業活動を行うまでの内部管理に関するものが含まれているものの、審査請求人が運営する一保育事業所の収支に係る情報に過ぎず、審査請求人の取引先等の情報がわかる等、法人へ具体的な不利益を与える情報であるとは認められない。

ウ 加えて、審査請求人からも、公開することによって生じる事業活動上の具体的な不利益が主張されていないことから、公にすることにより、法人の事業運営に支障をきたすとは認められない。

(4) したがって、本件情報を公開することにより、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(5) 以上のことから、本件情報は条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年 1月 23日	諮詢書を受理
4月 18日	実施機関の弁明書の写しを受理

4月 27日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和 2年 3月19日 (第27回第 2小委員会)	調査審議
6月 19日 (第28回第 2小委員会)	調査審議
8月 21日 (第29回第 2小委員会)	調査審議
9月 1日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 豊島明子、委員 森絵里